

令和2年度 事業計画書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

[基本方針]

定款に定められている事業目的を遂行するため、次の事業を実施する。

1. 総務部においては、法人事業の円滑な推進を図るとともに、関係官庁からの情報を中心にタイムリーな広報活動を行い、事業の拡幅に資する。
2. 試験検査事業部は、食品衛生登録検査機関として、食品衛生法に基づいた製品検査業務を行うと共に、一般流通菓子、食品等の衛生検査・試験を行うことにより、流通菓子・食品等の安全性確保と消費者の信頼性向上に寄与する。
さらに、食品表示法に基づく菓子類及び一般食品の義務表示・推奨表示を中心とする品質表示や安全性確保のための各種相談に応じる。
3. 食品新素材事業部は、現代の健康志向型食生活に呼応し、機能性食品素材を菓子類及び各種加工食品に活用・普及することを目的として「食品新素材研究会」を全国的な規模で実施するほか、各種展示会における普及活動を開発すると共に、組織強化を推進する。
4. その他、一般財団法人東京菓子協会、全国菓子工業組合連合会、豆類加工研究会、一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会などからの協力要請及び受託事業を実施する。

[事業内容]

I. 総務部

法人の庶務・会計事務を統括処理し、試験検査事業部、食品新素材事業部の円滑な事業遂行を図るほか、内閣府、消費者庁、農林水産省、厚生労働省など関係官庁並びに関係団体からの情報を中心とした広報活動を行う。

II. 試験検査事業部

1. 流通菓子・食品等の衛生検査事業

関係官庁の指導並びに業界団体の協力を得て、菓子類等食品及び関連素材の試験検査事業を次の目標で実施する。

- 1) 理化学検査：栄養分析、品質規格、食品添加物、有害物質検査など、
20,000 件目標
 - 2) 細菌学的検査：汚染指標菌、病原微生物検査など、 4,000 件目標
2. 食品衛生法登録検査機関事業
食品衛生法に基づく厚生労働大臣の命令検査や指導検査等を実施し、食品の安全性を確保する。
3. 受託試験研究事業
- 1) 会員並びに関連業界から、新製原材料の加工適性試験や実用化試作試験を受託実施するとともに、成果の普及活動に協力する。
 - 2) 関連業界団体の研究助成事業に積極的に応募し、新規研究事業に参画するとともに、その成果の普及に努める。

III. 食品新素材事業部

3部会の充実を図り、幹事会を中心に、健全な部会活動を展開する。

1. 幹事会

食品新素材の適正な普及と関係業界の健全な発展を図るため、各部会との密接な連携のもとに、国内及び国際情勢に適応した部会活動の円滑な推進を図る。

- 1) かねて作成した 76 素材に及ぶ「食品新素材利用技術シリーズ」を普及するほか、新しく「機能性食品素材有効利用技術シリーズ」として刊行したオリゴ糖類 2 分冊を普及する。

また、幹事会編集になる「良くわかる食品新素材」(686 ページ、食品化学新聞社 2010.5.10 発行)についても更なる普及を図る。

- 2) 食品新素材の新知見を収載した「日本食品新素材研究会誌」は、最近における食品新素材のヒト試験報文投稿の状況から、引き続き休刊とする。

2. 技術部会

所属会員が持つ食品新素材の適正な普及啓発活動を展開するため、時流に適した基調講演を軸に、素材紹介を含めた「食品新素材研究会」を、農林水産省、地方農政局、関係諸団体の協賛・後援を得て開催し、会員相互、関連業界、関係者等との情報交換、研鑽を図る。

3. 普及部会

食品新素材の具体的普及を中心に、次の機会を捉えて実施する。

- 1) 4月開催の「ifia JAPAN」については、協賛の予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から中止になった。

- 10月開催の「食品開発展」の協賛と展示の実施。
 - 2) 農林水産省「消費者の部屋」におけるパネル及びパンフ展示と食品新素材の普及。
 - 3) 開催する「食品新素材研究会」会場におけるパネル及び新素材紹介ポスター等の展示。
 - 4) 食品新素材有効利用技術シリーズ等、当センター発行出版物及び当センター関係者編著出版物の展示と頒布。
4. 編集部会
必要に応じ食品新素材関係資料の作成と普及。

IV. 関係友好団体等からの協力事業の受託実施

1. 豆類加工研究会事業の受託

製餡業界の技術向上と豆類産業の振興発展を目的とする豆類加工研究会の事業に協力して、年2回の研究会を主催する。

2. 一般財団法人 東京菓子協会事業への協力

一般財団法人東京菓子協会が行う事業活動のうち、当法人が協力実施できる事業については、要請のあり次第受託、実施して成果を還元、同協会の円滑な業務推進に協力する。

3. 東京菓子会館入館団体事業への協力

菓子業界団体が行う事業活動の中で、当法人が実施可能な事業について、要請があった場合には可能な限り受託、実施し、当該事業の円滑な推進に協力する。

4. 全国菓子工業組合連合会事業への協力実施

全国菓子工業組合連合会の実施する事業の中で協力可能な関連事業に積極的に協力・実施し、事業の円滑な推進に資する。

5. 一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会事業への協力

はちみつ類の公正取引規約に定められている品質検査を受託実施するほか、協力可能な事業に協力し、円滑な事業推進に協力する。

6. その他団体事業への協力

全日本菓子協会、食品産業センター等友好団体の事業について協力要請があった場合には、そのつど的確な判断のもと、可能な限り協力実施し、事業の円滑な推進に資する。

V. 普及指導事業

1. 品質表示推進普及事業

食品表示法の改正に基づく各種の情報収集や必要事項の発信に努め、関

係業界に遅滞のないよう、啓発活動の推進に努めると共に、相談等に適切に対応する。

2. 食品衛生法、JAS法等に基づく表示等、菓子業界関係法規に関連する事項、及び新しい情報・技術についての相談・指導、試験研究成果等の紹介、発表等を推進する。
3. 衛生知識、衛生検査、製菓技術、製菓原材料、食品新素材等に関する情報等の出向研修・指導事業を実施する。